

鳥取県告示第666号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人清和会	倉吉市上井300	ホームヘルプステーション せいわ	倉吉市上井300	居宅介護、重度訪問介護	平成20年10月1日
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	〃	〃
有限会社ホームケア アイム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホーム ケア アイム	倉吉市明治町1037-4	〃	〃
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	〃	〃
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	希望の家	倉吉市みどり町3576-1	短期入所	〃
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	サンジュエリー	倉吉市福守町452	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人 みのり福祉会 みのりサンダリー	倉吉市和田東町向山914-58	〃	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	〃	〃
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	あずさパン工房	倉吉市山根43	就労移行支援、就労継続支援	〃